

令和 7 年度 第 2 回さいたま市社会福祉審議会
児童福祉専門分科会（地方版子ども・子育て会議） 議事録

日時：令和 8 年 3 月 2 6 日（木） 1 3：3 0～1 5：4 0

場所：ときわ会館 5 階 大ホール

【 次 第 】

- 1 開 会
- 2 議 題
 - （1）令和 8 年度基本方針・主要事業の概要について（子ども・青少年政策課）
 - （2）「第 3 期さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」
令和 8 年度施策集について（子ども・青少年政策課）
 - （3）保育提供体制確保のための実施計画について（幼児政策課）
 - （4）こども誰でも通園制度事業の認可と利用定員の設定について
（幼児政策課）
 - （5）特定教育・保育施設の認可と利用定員の設定について
（のびのび安心子育て課）
- 3 報 告
 - （1）令和 1 1 年度に民間移管を行う公立保育所について（保育課）
 - （2）「（仮称）子どもの権利条例」の策定について（子ども・青少年政策課）
 - （3）5 歳児健康診査事業について（母子保健課）
- 4 その他
- 5 閉 会

【 資 料 】

- | | |
|------------|---|
| 名簿 | |
| 席次 | |
| 次第 | |
| 資料 1 | 子ども未来局 令和 8 年度 局運営方針（案） |
| 資料 2 | 「第 3 期さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」
令和 8 年度施策集について |
| 資料 3-1～3-2 | 保育提供体制確保のための実施計画について 他 |
| 資料 4-1～4-5 | こども誰でも通園制度事業の認可と利用定員について 他 |
| 資料 5-1～5-4 | 特定教育・保育施設の認可と利用定員の設定に関する資料 |
| 資料 6 | 令和 1 1 年度 公立保育所の民間移管について |
| 資料 7 | 「（仮称）子どもの権利条例」の策定について |
| 資料 8 | 5 歳児健康診査事業について |

【出席者・欠席者（敬称略）】

〈委員〉

出席委員：山中冴子、石黒彩香、石田有世、上原美子、宇野三花、木村和孝、清水浩、
高野裕美子、野中味恵子、山崎栄慈、相坂賢将、石川義久、片山篤美、須崎統子、
鈴木麻衣子、橋崎希久美、若松隆

欠席委員：阿部修、大室元信、海江田なぎさ、久保村康史、坂田俊夫、高野直美、
馬場広美、山本光亮、大野夏美、後藤康之

〈事務局〉

子 ども 未 来 局

子 ども 育 成 部：大砂部長

子ども・青少年政策課 高橋課長、清水副参事

子育て支援課 小池参事[兼]課長

母子保健課 清水参事[兼]課長

子 育 て 未 来 部：中根部長

内山参事

幼児政策課 柴山課長

放課後児童課 石川参事[兼]課長

のびのび安心子育て課 長嶺参事[兼]課長

保育課 関口課長

保育施設支援課 野地課長

子ども家庭総合センター：総務課

永島参事[兼]課長

北部児童相談所 若谷所長

南部児童相談所 米山参事[兼]所長

子ども家庭支援課 石川課長

総合療育センターひまわり学園：医務課

柳澤課長

育成課 伴野課長

療育センターさくら草 矢野間参事[兼]所長

療育センターひなぎく 増田所長

他、事務局職員

1 開会

・委員の出席状況

委員定数27人に対し半数以上の出席があり、「さいたま市社会福祉審議会条例」の規定により、児童福祉専門分科会成立の報告

・傍聴希望者なし

・配布資料の確認

2 議題

(1) 令和8年度基本方針・主要事業の概要について

(2) 「第3期さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」令和8年度施策集について

(山中会長)

それでは議事に入ります。まず、議題1「令和8年度基本方針・主要事業の概要について」及び議題2「第3期さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン」令和8年度の施策集について」を一括して、執行部からご説明をお願いいたします。

(子ども・青少年政策課)

議題1及び2について説明

(山中会長)

何かご意見、ご質問はございますか。

(石田委員)

12ページの52「私立幼稚園等における特別支援教育に対する支援の一層の充実」ということですが、どのぐらいの私立幼稚園が手をあげているのでしょうか。

(幼児政策課)

受入れしている園が年々増えておりまして、全体が103園ある中で73園、来年度は受入れしていただけると見込んでいるところでございます。ですね。場合によってはもう少し受入れが進むかなとも考えております。

(石田委員)

結構多くの幼稚園でやっているんですね。

(幼児政策課)

幼稚園の方でも、かなりの多くの方を受け入れていただいております。中には、いわゆる、発達上のグレーゾーンといわれるお子さん等もおりまして、こういう方も合わせると、7割から8割、我々の見えてないところでは、もっと受け入れているのが実情でございます。

(石田委員)

認可保育園では、受入れ体制はないのですか。

(山中会長)

保育園での障害児受入れの状況について、答えていただければと思います。

（保育施設支援課）

保育所等における育成支援児の受入れにつきましては、令和8年度の予算編成において、新たに民間園での枠の設定を行う予定でございます。公立のように設定をして、より受入れが進むように、取り組みを進めていく予定になっております。その枠につきましては、令和7年度の4月入所において入れなかったお子さん、いわゆる保留児童が44人いらっしゃいましたので、その44人分の受入れ枠を設定するよう確保しているところでございます。

（石田委員）

認可保育園もいろいろやっていて、さいたま市は本当に子育てしやすい市になっていると思います。これからもよろしくお願いします。

（上原委員）

資料1の7ページにございます、8「思春期保健事業の実施」の拡大ということに大変関心がございます、ご質問させていただきます。

まず、思春期保健事業の対象者について、あと、具体的にどのようなことをするのか、特に学校との連携について、どのようにお考えかお伺いできればと思います。

（母子保健課）

この思春期保健事業では、思春期保健教室という教室を実施しておりまして、助産師さんに各学校に出向いていただいて、そこで命の大切さや性のこと、出産、そういったことも含め、お子さんの健康、思春期の健康に関わることの講義や体験を実施しております。令和8年度につきましては、45校で実施予定となっており、教育委員会と連携を取って、各学校に本事業を利用するか照会をかけ、そこで申し込みのあった学校の方に出向くような形となっております。

（山中会長）

これまで保育所、幼稚園、また、思春期保健教室に関するところでご質問・ご意見頂戴しましたがけれども、ぜひ、より一層充実させていただければと思います。あとは、施策集について、目標設定の妥当性について、従来から意見を頂戴していますけれども、より事業のあり方を検討しやすい形を思索していただければと思っております。

個人的な感想として、目標設定について、事業の性質によって数値が出せないものは、実施したかどうか観点として設定されているということですが、かえって、課題が見えにくくなる部分があるのではないかと、という印象を持っておりますので、念頭に置く必要があると思いました。

(３) 保育提供体制確保のための実施計画について

(山中会長)

では、次に進みたいと思います。議題３「保育提供体制確保のための実施計画について」、説明を執行部からお願いいたします。

(幼児政策課)

議題３について説明

(山中会長)

先に、本日ご欠席の高野委員より、事前にご意見を頂戴しておりますので、読み上げさせていただきます。「保育提供体制確保のための実施計画整備計画はぜひ進めていただきたく存じます。」とのお言葉をいただきましたのでお伝えします。

では、本日ご出席の皆さんいかがでしょうか。特にないですか。

(４) こども誰でも通園制度事業の認可と利用定員の設定について

(山中会長)

では、次に進みます。議題４「こども誰でも通園制度事業の認可と利用定員の設定について」、説明を執行部からお願いいたします。

(幼児政策課)

議題４について説明

(木村委員)

こども誰でも通園制度について、さいたま市の方は、先駆的に今回モデル事業ということで始めてきたと思います。結果的に、現場の方から上がっている課題とか、本制度施行に当たって何か問題になっていそうなこと、それに対してどのように市として考えているのかというところをぜひお話しいただきたいと思います。

また、認可にあたっては、特に最初なので、とにかく広く門戸を開いて公募をかけていただいたと思っております。こういった時に懸念するのは、既存の保育所、幼稚園ですので大きな懸念にはならないとは思いますが、質の確保。既存施設の中で在園児がいる中にそうでない方が入って行って、そことのバランスをどう取っていくかとも課題になってくると思います。今後益々いろんな課題も出てくると思うんですけども、そこに対して、市の方向・政策として、検討されていることや、お考えいただいていることをご発言いただけたらと思います。

(幼児政策課)

令和６年度に試行的事業を実施いたしまして、令和８年度から本格実施ということになりますけれども、今までやってきた課題としましては、例えば、運営の予算が、当初金額がまだ少ないというところがございますが、国の方で運営費の確保がなされたところです。

また、定員の設定につきまして、今まで、0歳で何名、1歳で何名、2歳で何名と、それぞれ設定をしていましたが、弾力的な運用がしづらいという課題がございましたので、合わせて設定できる形にしております。

あとは、先ほど委員からいただいた在園児のことですが、これに関しては、そもそもその制度の最大のメリットでありつつも、懸念点でもあるというところになっております。家庭の子どもが新しい体験をするために、同じくらいの子どもたちとの交流は非常に有効という点で、この制度は意義があると思っております。ただ、そうは言いながらも、既存の園に通っている子について、例えば、落ち着いた環境が少し乱されてしまう、というような課題も生じていたと思います。そこについては、各実施施設の方で工夫しながら、例えば、必要に応じて交流させたり離したりするなどしてご対応いただいていることと認識しております。

こういった課題をこれからも集めて、それを実施園、さらに、これからやろうという園にもフィードバックさせていただいて、この制度はこれからより充実していく、育っていくのではないかと考えておりますので、そういったところで質を上げていければいいと思っております。

(木村委員)

ありがとうございます。

(山中会長)

個人的にも、今のご意見にもありましたが、質の確保はとても懸念しているところです。この事業を活用する子ども自身にどのような影響が出るかという観点でも、質を問うことが求められると思っております。この事業を使う子どもたちが、発達的にどのような影響を受けるのかを、しっかり見ていく必要があるかと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思えます。

(5) 特定教育・保育施設の認可と利用定員の設定について

(山中会長)

では、次に進みたいと思います。議題5「特定教育・保育施設の認可と利用定員の設定について」、ご説明をお願いします。

(のびのび安心子育て課)

議題5について説明

(山中会長)

ただいまのご説明につきまして、何かご意見、ご質問はございますか。

(木村委員)

最近、地域型保育事業に関しましては、かなり経営が厳しくなっている園や、閉鎖を

決めている園もあると聞いているところです。そういった中で、事業所内保育園につきましては、法人の中での受け入れも前提に認可をされていると思いますのでなんとなく理解ができるのですが、例えば、小規模 A 型の岩槻の園で、一般的に 1 歳児の枠が足りないところに新設をすることが多い中で、今回、0、2 歳児は埋まっているけど、1 歳児が定員 8 名に対して 6 名の空きがある場合に、果たして設立する意味があったのか、とあえて問われたときに、どのようにお考えになるのかをお尋ねしたいです。

(のびのび安心子育て課)

実際に申込の結果、途中経過にはなりますけれども、埋まらなかったという状況があるのは認識しているところです。しかし、これまで、空きがなかった、決まりにくかったという結果もありましたので、こちらの地域ならばと判断をしているところでございます。

また、年度後半、来年に向けての調整は必要かと思っていますけれども、必要な地域として認識して、ここを採用して、認可をするというところでございます。思ったとおりにいていない部分はあるため、ご指摘のとおり、当初の空きの状況等のデータをしっかりと確認しながら検討させていただきたいと思っています。

(木村委員)

ありがとうございます。私は浦和で保育園をやっていますので、浦和にいますと感じづらいところが地域によっては深刻な問題で。新設園が増えたことによって競争が起こることは、保育の質を高めていこうという観点で、すごくいいことだと思います。

一方で、さいたま市の今の課題の一つとして、保育士が足りないということがいまだに叫ばれている状況の中で、保育士が分散していく、雇用の確保が保障されていないという点が懸念となってくるかと思っていますので、引き続き、特に小規模さんの設立にあたっては、よくよくご判断いただくときにいろんな形で見ていただければと思いました。

(山中会長)

ありがとうございます。それでは、この件についてのご意見等はここまでとさせていただきます。

<休憩>

3 報告

(1) 令和 11 年度に民間移管を行う公立保育所について

(山中会長)

会議を再開いたします。報告 1 「令和 11 年度に民間移管を行う公立保育所について」、説明を執行部からお願いいたします。

(保育課)

報告 1 について説明

(山中会長)

ありがとうございました。今の説明につきまして、ご意見やご質問はございますか。

(清水委員)

1 ページ目の、2. 公立保育所の民間移管についての2行目の「公立保育所の民間移管にあたっては、運営事業所の公募により、しっかりとした運営ができる法人の選定」なのですが、「しっかりとした」があまりにも漠然としすぎていて、少し具体的に教えてください。

(保育課)

「しっかりとした」という部分につきまして、今回、令和10年度の公募第1弾として始めているところですが、民間移管にあたり、ガイドラインを作成いたしまして、保育の質や運営の体制、その運営法人の資金的な状況といった選定基準を設けております。それらを選定委員の方々に審査をしていただき、最もその公立の保育を引継ぐのにふさわしい事業者を選定したいと考えております。

(清水委員)

もう少し具体的にお話をしますと、2点要望がございます。

まず1点目、この公立保育所の民間移管について、最初にこの児童福祉専門分科会で話が出たときにお話しした記憶があるのですが、どうか株式会社を外してほしいと思っております。本来、公平な観点からできないのだと思いますが、株式会社は採算が取れば一生懸命やるのですが、採算が取れなくなればすぐ撤退するのが明らかなので、選定の時には、保育内容をしっかり見ていただき、十分慎重を期していただきたいです。

それと、ガイドラインの中で、決してそのようなことはないのですが、幼稚園は二の次のように受け取れる面がありました。幼稚園は、確かに0～2歳の保育に関しては、まだまだなところはあるのですが、しかし、どの幼稚園も地域の幼児教育を何十年、長いところでは100年やってきた実績がありますので、幼稚園も、表現的には、同じ土俵に挙げていただきたいというのが2点目のお願いでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(保育課)

1点目についてですが、今お話をいただきましたように、株式会社であるということだけを理由に対象から外すことは難しいと認識しております。

今回の民間移管では、土地はそのまま市から貸して、建物はお譲りするのを基本としていますが、社会福祉法人や学校法人といった事業団体については、ここを減額したうえで実施していただく建付けとしております。この点では、実質的に、株式会社とそうでない場合との差が生まれており、社会福祉法人や学校法人が参入しやすい条件になっているかと思っております。選定を慎重にやってほしいとご意見いただきまして、努めてまいりたいと思います。

また、2点目の幼稚園につきましては、おっしゃる通りで、0～2歳の保育を引き継ぐという部分がございまして、なかなか全体的に大丈夫だと言えない状況があるところですが

れども、例えば、幼稚園型の認定こども園であるとか、保育にも実績のある幼稚園については、参加できるような形態をとっております。ご意見を踏まえながら、今後、検討してまいりたいと思います。

（清水委員）

ありがとうございました。

（山中会長）

今いただいたご意見に関しては、本日ご欠席の高野委員からもご意見頂戴しておりますので、ここで、読み上げさせていただきます。「令和11年度公立保育所の民間移管について、市としての財政、コスト削減とサービスの拡充という点があるかと思いますが、子どもの安定を含めた保育の質の担保や、子どもの最善の利益をどう守るかという点に懸念が生じます。そのため、さいたま市として、管理体制の強化、職員の質の担保に向けた支援など、十分に行う必要があると思います。」とご意見頂戴しております。

他にご質問、ご意見いかがでしょうか。

（木村委員）

清水委員からもあったとおり、株式会社の参入に関しましては、その実績と保育内容と、こういった考え方を持っているかということ、しっかり見ていただくことが必要だと思いますので、選定の流れの中で、情報公開をクリーンにすることは、当然のことだと思いますが、お願いしたいところです。

質の保証についての意見ですが、基本方針の中の基幹型公立園の仕組みを、最大限に生かしていただきたいと思います。今、量的拡充の時代ではなく質的向上の時代だと一般的によく言われるところに対して、さいたま市でもたくさんの研修を実施していただいたりしている中で、公立の先生方のレベルは高く、それは今まで市として積み上げてきた成果なのではないかと思っています。そういったところを民間園とも連携するという意味で、この基幹型公立園という仕組みを作っていらっしゃるのだと思いますので、ぜひ形だけのものではなく、具体的に地域の保育の質を高める手立てとして、上手に活用していただくようにご配慮いただけたらと思っています。

（山中会長）

貴重なご意見、ありがとうございます。とても重要な点だと思います。

（2）「（仮称）子どもの権利条例」の策定について

（山中会長）

では、次の報告に進みたいと思います。報告2「（仮称）子どもの権利条例」の策定について」、説明を執行部からお願いいたします。

(子ども・青少年政策課)

報告 2 について説明

(山中会長)

ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問はございますか。

(清水委員)

具体的に、この権利条例が制定されるにあたり、何が変わりますか。今までも、いじめ防止は、小学校、中学校といった学校単位、社会でも取り組んできたとは思いますが、これを機に何が変わるのか教えていただければと思います。

(子ども・青少年政策課)

条例制定にあたり、過程が大事と考えておりますので、まず子どもたち自身が、自分にどういった権利があるのかということを考える機会を与える、自分たちにこういった権利があると知ることができる、さらに、大人についても、子どもたちにはこういった権利があるから自分たちで守らなければいけない、というように、子どもも大人も含めて社会全体として子どもを守るという意識が醸成されるというふうに考えております。

(清水委員)

わかりました。見守らせていただきます。

(木村委員)

この条例制定にあたっての関係機関のヒアリングに関して、声を上げられない子どもの声を聞く、というお話がありました。

まず、権利条例を制定するという取り組みは、私はすごく大事なことの一つだと思っています。少し話がそれるかもしれませんが、障害者権利条約に関しても、きちんと条例化していくということは、市町村としてのみならず、しっかり社会として見守るという姿勢づくりとして、まず第一歩というか、当たり前にあることがむしろ当たり前にしていかなければいけないなと思っています。

そういう中で、いわゆるキーワードは、「代弁」だと思っています。この条例が、大人主導でつくらざるを得ないとはわかっていますが、大人の声が大多数になってしまったら、形骸化してしまうと思いますので、古い言葉で申し訳ございませんが、「社会的弱者」といわれるような、声を上げづらい方々の声を最大限拾う努力をしていただければと思います。ワークショップも、子どもアンケートの実施もそうですが、一步間違えたら、学校の教員や保育士が答えて、結果、大人の意思につながってしまう、ということになりかねませんので。最大限の範囲で子どもの声が反映されるよう、様々な取り組みに全力で取り組むことが、令和 8 年度、ここがかなりの肝だと思っています。つくった後の活動も大事ですが、つくる時に子どもの声をどれだけたくさん入れるか、ここに対して、ぜひ市としてもお話しいただきたいですし、我々も必要に応じて、団体としてもいろんな意見を出させていたきたいと思

いますので、協力してやっていけたらと思いました。

（子ども・青少年政策課）

まず、関係機関のヒアリングについてなんですけれども、声を上げにくい子どもたちということで、今考えているのは、実際に声を出すことが難しい方については、施設や保護者といった方からお話を聞ければと思っています。ただ、おっしゃるとおり、それがアンケートも含めて、大人の誘導にならないような形で子どもの声を聞けるよう進めていきたいと考えております。

（山中会長）

ありがとうございます。

高野委員からご意見をいただいておりますので、代読させていただきます。「子どもの権利条例事業は、報道などを通じて、昨今の子ども同士の関係構築や価値観の多様性から、様々な問題が生じていると認識しています。こうした状況を踏まえると、子どもの権利を明確に位置づけ、子どもや若者の意見を広く聴取したうえで、子どもの権利を主体とする権利条例の制定はとても意義があると思っています。具体的な案を作成していただきたく存じます。」とご意見頂戴しております。

私も、この条例は重要で、早く作るべきだとずっと思っていたので、すごくありがたいと思っていますところですよ。

ぜひ、子どもの権利条約そのものを正確に理解されたうえで、条例制定をしていただきたいと思っています。大変よくできている条約ですが、国が翻訳した時に、英語の意味合いとちょっとずれているのではないかと思われる箇所も個人的にはあると思っています。ですので、条約の本体はもちろん、国連から出されている一般的意見も含めて、正しく理解されたうえで、制定していただきたいと思います。

子どもからの意見をどう聞くかというところについて、この「意見」は「opinion」という意味ではなく、条約の中では「view」と示されています。この「view」としての子どもの思いをどうやって聞くことができるのか、かなり工夫が必要です。

関係機関ヒアリングも、子どもに関わる方から子どもの声を代弁してもらうことは、とても重要なので、そのような機会はぜひ確保していただきたいと思う一方で、ご意見があったように、どこまで代弁できるのかというところは、測れるものではないですが、懸念があることは確かです。各地の子どものアドボカシーのための取り組みをぜひ参考にしながら、検討プロジェクトまで練り上げていただいて、権利条約の主旨から外れない条例になることを期待しております。ぜひ進捗を教えていただいて、学ばせていただければと思っています。

あと、いじめ問題救済委員会はこれから機能を拡大されていくということですが、具体的にどう拡大するのか、何か見通し等があれば、ご回答いただけるとありがたいです。

（子ども・青少年政策課）

まず、いじめ問題救済委員会について説明させていただきます。いじめ問題救済委員会を

来年度から立ち上げる予定でございますが、救済委員として弁護士や心理士を配置したうえで、その前に相談を受け付ける相談窓口を置いて、そこで解決できるものがあれば解決、そこで解決できないものがあれば弁護士等が対応、というような形で考えております。

基本的には、子どもの権利救済機関についても、その土台は一緒になるとは思いますが、子ども、子どもの権利条例制定まで2年間ありますので、その間に課題や見直すべき点が見えてくると思っていますので、それを駆使しながら、当会の検討を進めていきたいと思っています。

(山中会長)

ありがとうございました。

(3) 5歳児健康診査事業について

(山中会長)

次に進みます。報告3「5歳児健康診査事業について」、説明をお願いいたします。

(母子保健課長)

報告3について説明

(山中会長)

ありがとうございました。何かご意見やご質問はございますか。

(木村委員)

我々の方にもご説明に来ていただいていろんな意見交換をさせていただき、私自身も参加させていただいておりますので、今回、この事業がビルドアップしていく中での過程での感想ということで述べさせていただきます。

他の市町村でもいろいろな形でやっている中で、これだけ大々的に始めようという意気込みを持ってさいたま市がやっていることは、ものすごいエネルギーのいることではないかと思っています。特に期待感も持っておりまして、5歳児健診によって、保育現場はもちろん、小学校以降の子どもたちの助けになったり、支援の前提をつくる何かになったり、そんなところにつながっていくと思いますので、ぜひこの制度をきっかけにして、様々な方のフォローアップ体制や、新しい制度をつくっていくことを推進していただければと思います。

委員会に出る中で、色々な団体、特に、医師会の皆さんにもご協力いただかなければいけないということでいろんな意見があった中で、さいたま市として初めて集団研修をやるということが、すごく大きな課題であるということを、私も感じました。これだけの大きな市の規模ですから、その中で初めて、他にもない規模でこれをやるということで、ご苦労も多いかと思いますが、数年かけて形にしていくということで、最初からすべて100%うまくいくのだということではなく、少しずつトライアンドエラーしながらいい制度にしていってもらえればと思っています。そこに対して私たちも積極的にご協力をさせていただこう

と思っておりますので、一緒につくっていただければと思っております。

(山中会長)

貴重なご意見ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(石田委員)

私、浦和医師会の役員をやっていますが、担当理事がしっかり、集団遊び、診察ということで、力を入れて頑張っていて勉強しています。初めてやることで、皆さん心配しているとは思いますが、市の体制もしっかりしていますので、経過を見ていきたいと思っています。いい方向に行くと思っていますので、皆さん、よろしくお願いいたします。

(山中会長)

ありがとうございます。5歳児健診がいよいよさいたま市でも行われるということで、他の事業、子育て支援や特別支援教育等、いろいろなところとつながりながら、うまくそれぞれが高まっていくことを期待をしております。

4 その他

(山中会長)

以上で、次第にお伝えしていただいている議題等は終了となります。委員の皆さんから何か発言したいことはございますか。

(清水委員)

昨日、さいたま市内のある幼稚園での大量退職のニュース記事が出ました。園長と現場の先生の間に溝があったとのことで、どちらにどのような非があるかはわかりませんが、ああいった記事が出てしまうと、さいたま市の幼児教育、保育にとってマイナスになると単純に思いました。それはどういうことかということ、保護者からの信用失墜という意味です。これは当然、さいたま市、幼稚園協会、保育園協会、小規模保育士協議会、そういった保育団体だけではなくて、さいたま市全体の損失だと率直に感じました。

記事になったということで、若干のハラスメントがあったのかと感じております。先ほど、子どもの権利条例の制定事業のお話がありましたが、ハラスメント防止の条例、もしかしたらあるかもしれませんが、今一度、さいたま全体で、子どもの教育、保育を担う事業所の信頼回復のために、さいたま市内の事業所であればどこであつても子どもを預けても安心できますよ、というアピールができないかなと考えました。例えば、さいたま市内の幼児教育法の関係の事業所の誓約書とか、あるいは研修を通じての意識向上とか、そういったところに改めて目を向けていただきたいと思い、このお話をさせていただきました。

関係各所、それぞれ頑張っていると思います。でも、やはりその中で1園でもそういったことがあると、さいたま市内の保育全体の瑕疵になってしまいますので、どうか行政の皆さんの方から、その取り組みを考えていただければ、という提案でございます。以上、よろし

くお願いいたします。

(幼児政策課長)

貴重なご意見ありがとうございます。法人に市がどこまで関与をしきれるか、という難しいところもございますが、保護者にとって大変なことですので、市として実施できるところは最大限、施設の方としっかりコミュニケーションを取りながら、やっていきたいと思っております。

全体的話としまして、確かに、そういう園が発生すると、全体的にそういうふうに見られてしまうということはあると思います。さいたま市には非常に多くの幼稚園、保育園がある中で、どれだけ網羅できるかという課題はありますけれども、やはりそういう取り組みは考えていかないといけないと思っているところでございます。

ただ、行政から一方的に、こういうことをやってくださいと言っても、事業所としては、事業所の苦勞や、自らここはこういうことができる、といったこともあろうかと思えます。そういった点も含めて、幼稚園協会、保育園協会といった団体とも、どういったことが実効性があるのか意見交換させていただきながら考えていければと思います。

(清水委員)

例えば、さいたま市内の幼稚園、保育園は安心して子どもを預けられるだけの保育者、幼稚園教諭、そして環境を整えています、というような宣言を出すことは、ハードルが高いのでしょうか。

(幼児政策課長)

検討させていただきます。その宣言がどれだけ実効性を担保するかというところで、市が勝手に宣言して、事業者はそれをしないとなると、あまり意味がないのかと思っております。

今回の大量退職の件も、やはりいろんな原因があろうかと思っております。ただ、通常の運営の中でも退職がどうしても出てしまう、では、どこからがそういう話なんだ、という判断も非常に難しいところがあると思います。そのため、行政から宣言をしたとしても、あまり実効性がないかと思えますので、やはり、実際に保育を実施している事業者の皆様と、事業者の皆様が納得するようなやり方を考えていかないとはいけません。例えば、事業者の皆さんにそういったことを宣言いただいて、市として、ここはそういう宣言をしてる園です、と出すとか、いろんな手法が考えられるかもしれないと思っております。市の方から一方的にこういう制度をやしましょう、というよりは、皆さんの意見を聞きながら、より実効性が高まるにはどうするか、検討が必要だと思えますので、すぐに何かを外向けに実施して、結果を出せるということではないかもしれませんが、そういったプロセスを踏む方が、実態に近いかなと思いますので、そういったふうにできれば考えております。以上です。

(清水委員)

わかりました。また相談しましょう。

(山中会長)

貴重なご提案をありがとうございます。

では、以上をもちまして、本日の議事は終了いたしました。議員の皆様には、会議の進行にご協力いただきまして、どうもありがとうございました。それでは、進行を事務局に戻します。

(事務局)

事務局より次回開催日程等について説明

5 閉会